

ひとり親家庭等安心生活プラン

仙台市母子家庭等自立促進計画

(平成 22 年度～平成 26 年度)

平成 22 年 3 月

仙 台 市

も く じ

第1章 計画の基本

- 1. 計画策定の趣旨 …… 1
- 2. 計画の位置づけ …… 1
- 3. 他計画との整合性 …… 1
- 4. 計画の期間 …… 2

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

- 1. ひとり親家庭数等 …… 3
 - (1) ひとり親家庭等の世帯数 …… 3
- 2. ひとり親家庭数等の現状 …… 4
 - (1) 世帯の状況 …… 4
 - (2) 住まいの状況 …… 5
 - (3) 就業の状況 …… 6
 - (4) 養育費の取得状況 …… 10
 - (5) 子供の養育等 …… 11
 - (6) 公的制度の認知度 …… 12
 - (7) 困っていること悩んでいること等 …… 12
- 3. ひとり親家庭等を取り巻く課題 …… 14
 - (1) ひとり親家庭等の多様な悩み、情報の不足 …… 14
 - (2) 子育て・生活上の問題 …… 14
 - (3) 不安定な就業、希望に沿った就業の難しさ …… 14
 - (4) 確保が進んでいない養育費 …… 15
 - (5) 経済的な不安 …… 15

第3章 計画の基本目標と施策の基本的な方向

- 1. 計画の基本目標 …… 16
- 2. 施策の基本的な方向性 …… 16
 - (1) 相談機能の強化と情報提供の充実 …… 16
 - (2) 子育て・生活支援策の推進 …… 17
 - (3) 就業支援策の充実 …… 17
 - (4) 養育費確保支援の充実 …… 18
 - (5) 経済的支援策の推進 …… 18

第4章 ひとり親家庭等自立促進のための施策

- 1. 施策の体系 …… 19
- 2. 施策の内容 …… 20
 - (1) 相談と情報提供 …… 20
 - (2) 子育て・生活支援 …… 22
 - (3) 就業支援 …… 26
 - (4) 養育費確保の支援 …… 29
 - (5) 経済的支援の充実 …… 30

第5章 計画推進のために

- 1. 福祉と雇用の連携 …… 33
- 2. 計画の効率的かつ弾力的な運用 …… 33
- 3. 計画の評価 …… 33

資料編

- 母子家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱 …… 36
- 母子家庭等自立促進計画策定協議会委員名簿 …… 37
- 母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会設置要綱 …… 38
- ひとり親家庭等安心生活プラン策定経過 …… 40

第1章 計画の基本

1. 計画策定の趣旨

本市においては、ひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、自立を促進するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画「仙台市母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度。以下「前計画」という。）」を策定し、ひとり親家庭等の支援を実施してきました。

前計画においては、「ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるまち」を基本目標とし、「相談機能の充実」「子育て・生活支援の充実」「就業支援体制の確立」「経済的支援の充実」「母子福祉団体等の活動支援」という五つの施策の基本的な方向のもと、施策を展開してきたところです。そして、平成20年6月には、母子家庭等の就業支援の中核的施設ともなる仙台市母子家庭等就業・自立支援センターが設置され、相談から就業まで一貫した支援体制が整えられたところです。

一方で、この間、母子家庭、父子家庭、寡婦世帯の数は増加傾向をたどり、児童扶養手当の受給者も増加しています。ひとり親家庭等の抱える問題は、複雑多岐にわたり、また、現下の厳しい経済情勢の中、雇用情勢が一段と悪化し、特にひとり親家庭等の就業や経済的自立がますます困難な状況となってきています。

この度、前計画期間が終了するにあたり、ひとり親家庭等に対するアンケート調査や、関係者・関連する団体等のヒアリング等を行い、市内におけるひとり親家庭等の現状と課題を把握するとともに、前計画の評価、および国の動向も踏まえて、平成22年度から平成26年度までの新たな計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画として、同法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）に即して策定するものです。

3. 他計画との整合性

本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく後期市町村行動計画として平成22年3月に策定した「仙台市すこやか子育てプラン2010」を上位計画とし、関連する他の計画とも整合性を図りながら策定するものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 22 年度を初年度とし平成 26 年度までの 5 年間とします。

※ 本計画における用語の定義

用語	本計画における用語の定義
母子家庭	20 歳未満の児童(※注 1)を扶養している配偶者のない(※注 2)女子と、その児童からなる世帯(母子以外に他の同居者がある場合を含む。)
父子家庭	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない(※注 2)男子と、その児童からなる世帯(父子以外に他の同居者がある場合を含む。)
寡婦	かつて母子家庭の母であって、その児童が全員 20 歳に達し、現在も配偶者のない(※注 2)状態にある方
ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭
ひとり親家庭等 (または) 母子家庭等	母子家庭、父子家庭および寡婦
ひとり親	母子家庭の母および父子家庭の父
ひとり親等 (または) 母子家庭の母等	母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦

(※注 1) 児童扶養手当は 18 歳の 3 月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては母子及び寡婦福祉法第 6 条第 2 項(*)の規定により 20 歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

(*) 母子及び寡婦福祉法第 6 条第 2 項(抜粋)

この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

(※注 2) 「配偶者のない」とは次の状態にあることをいう。なお、「配偶者」には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

- ① 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない。
- ② 配偶者と離別し、現に婚姻をしていない。
- ③ 事故等により配偶者の生死が 1 年以上明らかでない。
- ④ 家出、蒸発等により配偶者から引続き 1 年以上遺棄されている。
- ⑤ 配偶者が海外にいるため 1 年以上その扶養を受けることができない。
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている。
- ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている。
- ⑧ 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない。

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1. ひとり親家庭数等

(1) ひとり親家庭等の世帯数

① 母子家庭

母子家庭の世帯数は、平成21年2月1日現在、13,091世帯で、前回調査（平成15年）の母子家庭の世帯数11,132世帯と比べ、1,959世帯（17.5%）増加しています。

同時に児童扶養手当の受給者数も、平成14年度には6,122人であったのが、平成17年度末では6,700人、平成19年度末では7,379人と増加しています。

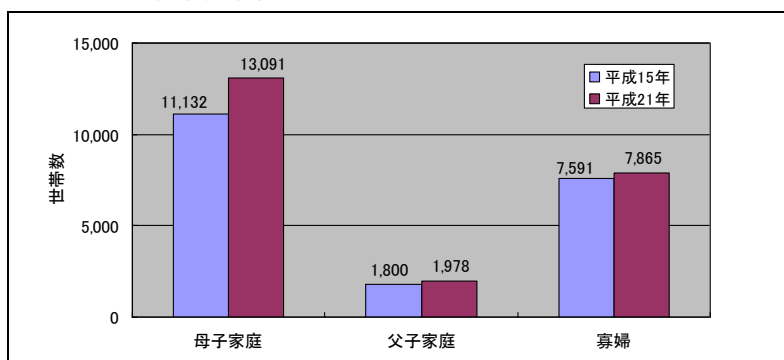
② 父子家庭

父子家庭の世帯数は、平成21年2月1日現在、1,978世帯で、前回調査（平成15年）の父子家庭の世帯数1,800世帯と比べ、178世帯（9.88%）増加しています。

③ 寡婦世帯

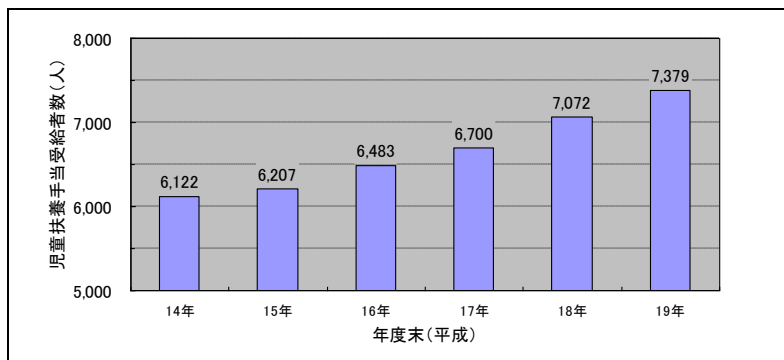
寡婦世帯数は、平成21年2月1日現在、7,865世帯で、前回調査（平成15年）の寡婦世帯数7,591世帯と比べ、274世帯（3.60%）増加しています。

図1 ひとり親家庭等数



[出典] 「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）
宮城県母子世帯等実態調査（平成15年）

図2 児童扶養手当受給者数



[出典] 仙台市児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ

2. ひとり親家庭等の現状

本計画策定に当たり、本市におけるひとり親家庭等の生活実態やサービスに対するニーズ等を把握するため、平成21年3月に実施した『「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査』によると、ひとり親家庭等の現状は次のようになっています。

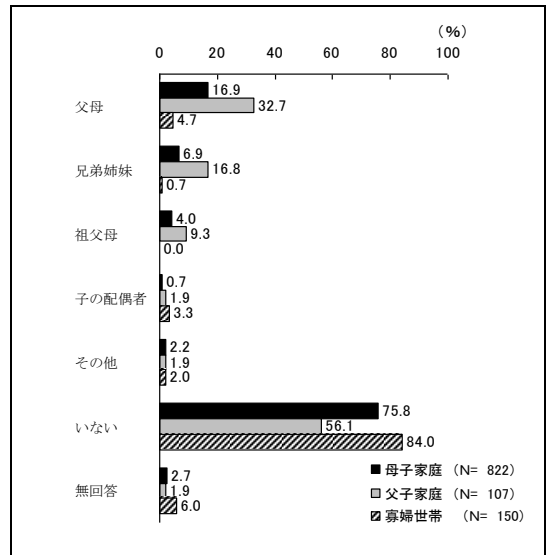
(1) 世帯の状況

ア 家族の構成

本人と子供のみ在世帯が母子家庭で75.8%、父子家庭で56.1%と半数を超えています。

様々な援助が期待できる親族等との同居は、母子家庭が21.5%、父子家庭が42.0%となっており、父子家庭での同居率が高くなっています。

図3 本人と子供以外の世帯構成員（複数回答%）

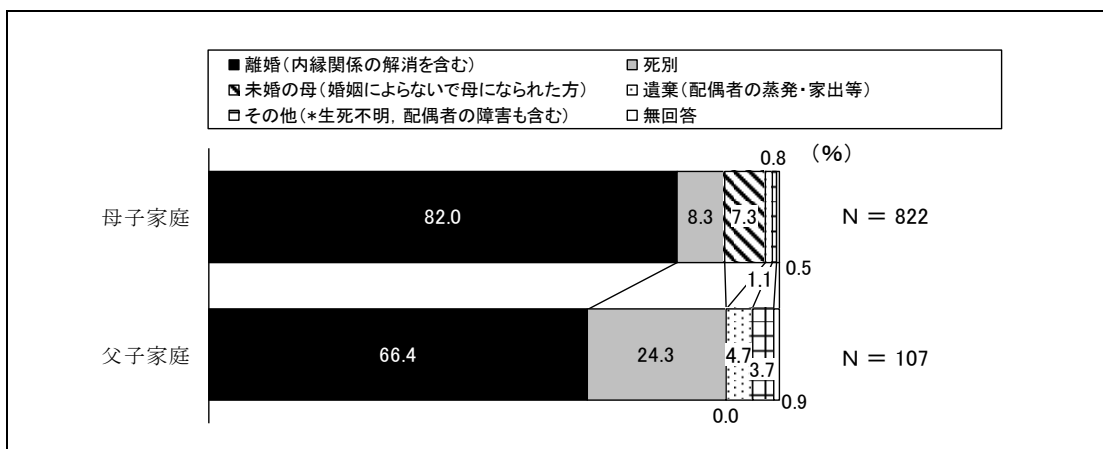


〔出典〕「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）

イ ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由は、「離婚」によるものが母子家庭では82.0%、父子家庭では66.4%と、大半を占めています。

図4 ひとり親家庭になった理由（%）



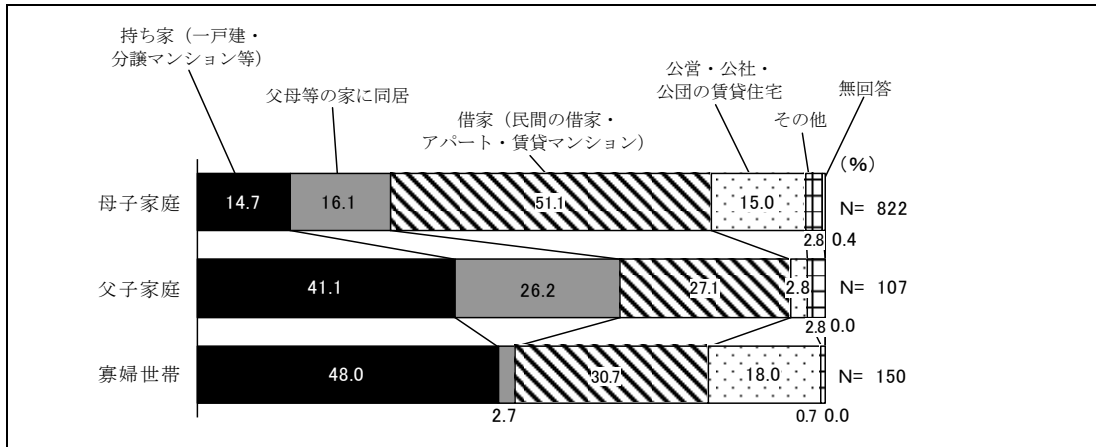
〔出典〕「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）

(2) 住まいの状況

母子家庭については、「民間の借家・アパート・賃貸マンション」や「公営・公社・公団の賃貸住宅」の割合が、父子家庭では「持ち家」や「父母等の家に同居」の割合が、寡婦世帯では「持ち家」や「公営・公社・公団の賃貸住宅」の割合がそれぞれ高くなっています。

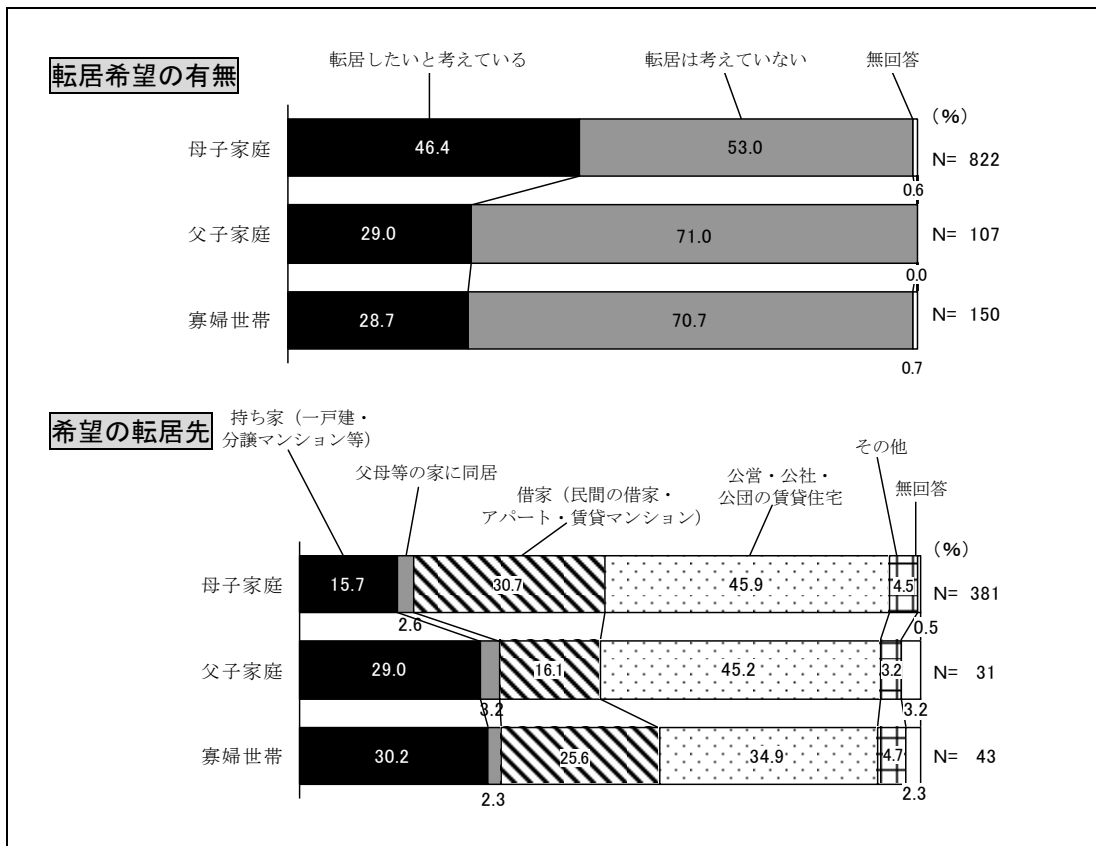
また、母子家庭の46.4%、父子家庭の29.0%、寡婦世帯の28.7%が家賃が高い、家が狭い、建物が古いなどの理由から転居を希望しており、そのうち母子家庭の45.9%、父子家庭の45.2%、寡婦世帯の34.9%が公営住宅への入居を希望しています。

図5 現在の住まいの状況 (%)



[出典] 「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査 (平成21年)

図6 転居希望の有無, 希望の転居先 (%)



[出典] 「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査 (平成21年)

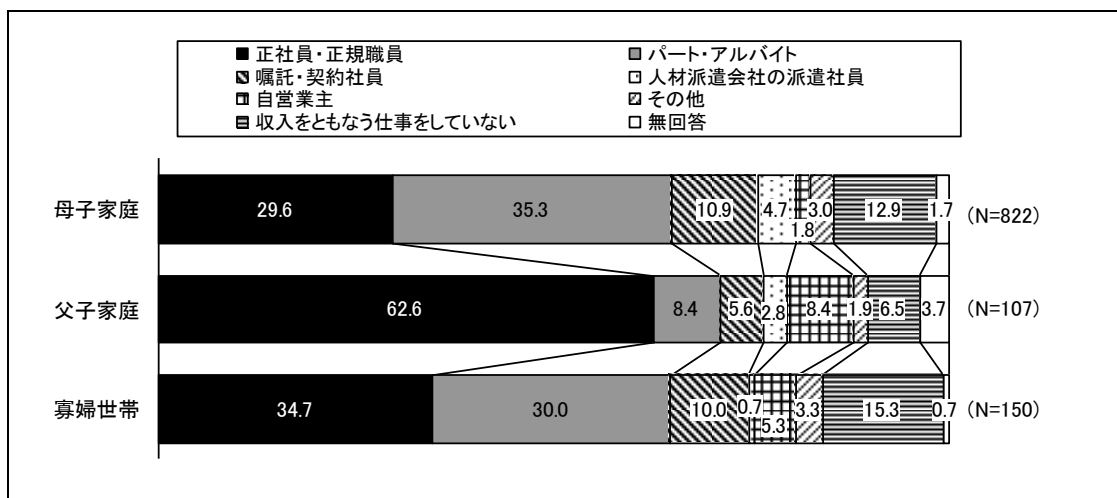
(3) 就業の状況

ア 就業の状況, および就業形態

本市のひとり親家庭等の就業率は高く、母子家庭が 85.4%、父子家庭が 89.7%、寡婦世帯が 84.0%となっています。

就業形態については、「正社員・正規社員」（常用雇用者）の割合が母子家庭で 29.6%、寡婦世帯で 34.7%に過ぎず、一方で「パート・アルバイト、嘱託職員・契約社員、人材派遣会社の派遣社員」を合わせた臨時雇用者の割合が母子家庭で 51.0%、寡婦世帯で 40.7%になるなど、不安定な雇用状況となっています。父子家庭では「正社員・正規社員」が 62.6%と最も多くなっています。

図7 就業の状況, および就業形態 (%)



[出典] 「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成 21 年）

イ 世帯別・就業形態別の年間総収入

母子家庭全体では「100万円～200万円」が30.3%と最も多く、200万円未満の世帯は45.3%を占めています。就業形態別に見ると、「正職員・正規職員」の70.8%が200万円以上である一方、「パート・アルバイト」の66.6%が200万円未満となっています。

父子家庭全体では「600万円以上」が24.3%である一方、200万円未満の世帯も15.0%を占めています。就業形態別に見ると、「正職員・正規職員」の83.6%が200万円以上である一方、「パート・アルバイト」の44.4%が200万円未満となっています。

寡婦世帯全体では、「100万円～200万円」が26.0%と最も多く、200万円未満の世帯は31.3%を占めています。「正職員・正規職員」の73.1%が200万円以上である一方、「パート・アルバイト」の57.8%が200万円未満となっています。

表1 世帯別・就業形態別の年間総収入 (%)

就業形態 年間総収入	母子家庭 (N=822)								
	全 体	正 規 社 員・ 正 規 職 員	ア ル バ イ ト ・ パ ー ト	契 約 社 員 ・ 嘱 託 ・ 兼 務	社 員 の 材 派 遣 社 会	自 営 業 主	そ の 他	し な い 収 入 を と ま な い	無 回 答
構成比 (%)→	100.0	29.6	35.3	10.9	4.7	1.8	3.0	12.9	1.7
収入はない	1.5	-	0.7	-	-	-	4.0	8.0	-
100万円未満	13.5	2.5	19.3	7.8	10.3	6.7	20.0	26.7	2.0
100万円～200万円	30.3	14.4	46.6	27.8	33.3	33.3	32.0	21.4	4.0
200万円～300万円	21.2	26.3	14.8	36.7	38.5	6.7	16.0	11.6	1.0
300万円～400万円	9.5	22.6	3.1	7.8	2.6	20.0	4.0	1.8	-
400万円～500万円	4.1	9.9	1.0	3.3	-	6.7	4.0	1.8	-
500万円～600万円	1.2	3.7	-	-	-	-	0.0	-	1.0
600万円以上	2.8	8.2	-	-	-	-	4.0	1.8	-
無回答	15.9	12.3	14.5	16.7	15.4	26.7	16.0	21.4	6.0

就業形態 年間総収入	父子家庭 (N=107)								
	全 体	正 規 社 員・ 正 規 職 員	ア ル バ イ ト ・ パ ー ト	契 約 社 員 ・ 嘱 託 ・ 兼 務	社 員 の 材 派 遣 社 会	自 営 業 主	そ の 他	し な い 収 入 を と ま な い	無 回 答
構成比 (%)→	100.0	62.6	8.4	5.6	2.8	8.4	1.9	6.5	3.7
収入はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100万円未満	7.5	1.5	22.2	-	-	33.3	-	28.6	-
100万円～200万円	7.5	4.5	22.2	16.7	-	-	-	14.3	25.0
200万円～300万円	11.2	10.4	11.1	16.7	33.3	11.1	50.0	-	-
300万円～400万円	15.0	17.9	-	16.7	-	11.1	50.0	-	-
400万円～500万円	11.2	11.9	11.1	16.7	-	22.2	-	-	-
500万円～600万円	5.6	7.5	-	-	33.3	-	-	-	-
600万円以上	24.3	35.8	-	16.7	-	11.1	-	-	-
無回答	17.8	10.4	33.3	16.7	33.3	11.1	-	57.1	75.0

就業形態 年間総収入	寡婦世帯 (N=150)								
	全 体	正 規 社 員・ 正 規 職 員	ア ル バ イ ト ・ パ ー ト	契 約 社 員 ・ 嘱 託 ・ 兼 務	社 員 の 材 派 遣 社 会	自 営 業 主	そ の 他	し な い 収 入 を と ま な い	無 回 答
構成比 (%)→	100.0	34.7	30.0	10.0	0.7	5.3	3.3	15.3	0.7
収入はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100万円未満	5.3	1.9	6.7	6.7	-	-	-	13.0	-
100万円～200万円	26.0	5.8	51.1	13.3	100.0	12.5	20.0	34.8	-
200万円～300万円	20.0	26.9	17.8	26.7	-	12.5	-	13.0	-
300万円～400万円	11.3	13.5	6.7	26.7	-	12.5	-	4.3	100.0
400万円～500万円	7.3	15.4	-	13.3	-	12.5	-	-	-
500万円～600万円	3.3	7.7	-	-	-	12.5	-	-	-
600万円以上	5.3	9.6	-	-	-	12.5	20.0	4.3	-
無回答	21.3	19.2	17.8	13.3	-	25.0	60.0	30.4	-

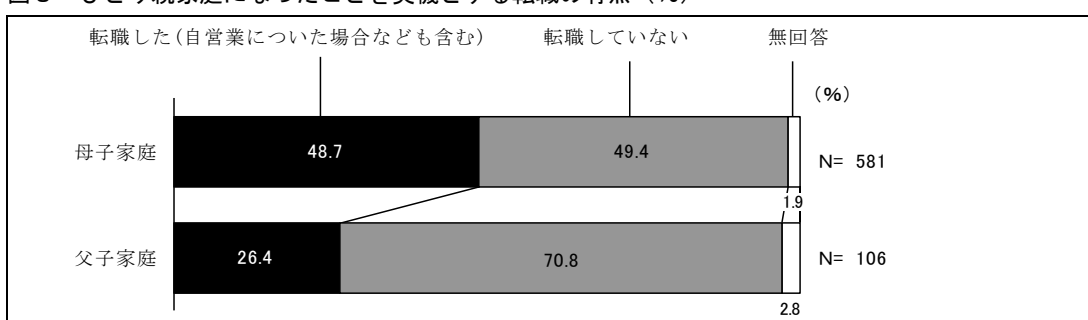
[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査 (平成 21 年)

ウ 仕事を探しているときの問題点

ひとり親家庭になったことを契機として転職をした母子家庭は 48.7%、父子家庭は 26.4% となっています。

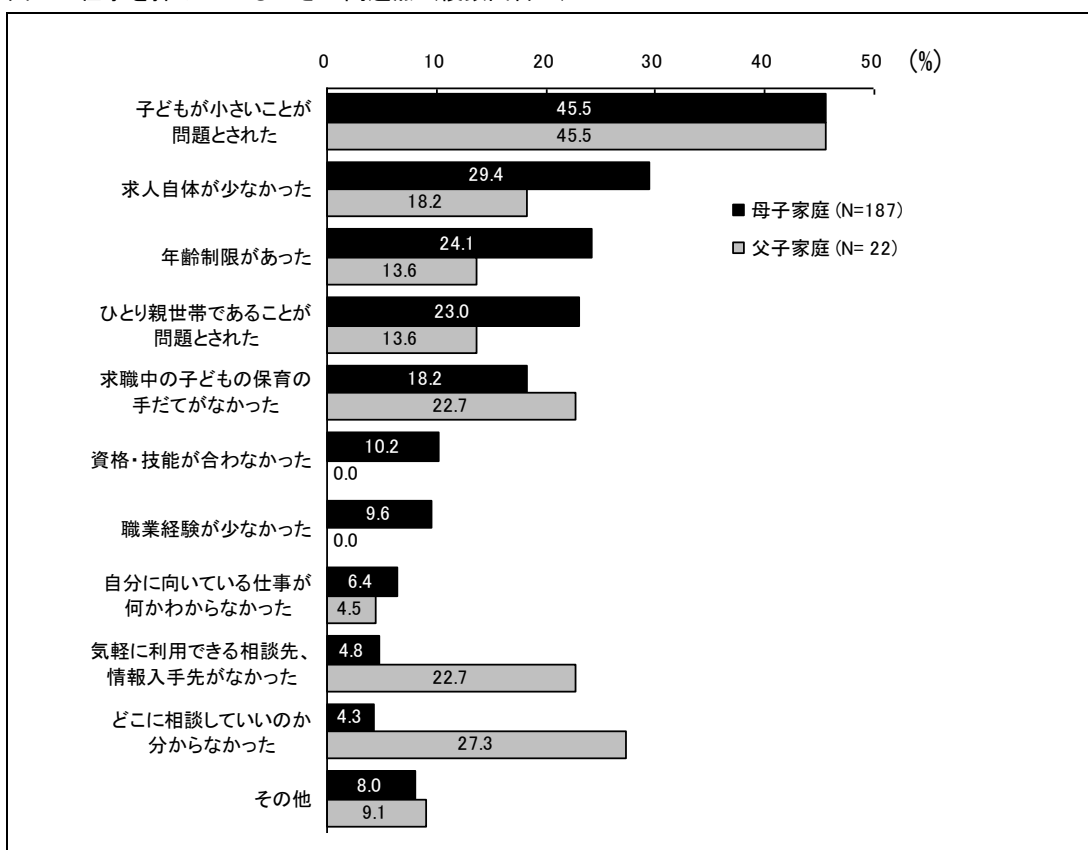
また、ひとり親家庭になって就職活動をした際の問題点を尋ねたところ、母子家庭では「子供が小さいことが問題とされた」(45.5%) が最も多く、次いで「求人自体が少なかった」(29.4%)、「年齢制限があった」(24.1%)、「ひとり親世帯であることが問題とされた」(23.0%) となっています。父子家庭では「子供が小さいことが問題とされた」(45.5%) が最も多く、次いで「どこに相談していいのかわからなかった」(27.3%)、「気軽に利用できる相談先、情報入手先がなかった」「求職中の子供の保育の手立てがなかった」(ともに 22.7%) となっています。

図8 ひとり親家庭になったことを契機とする転職の有無 (%)



[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査 (平成 21 年)

図9 仕事を探しているときの問題点 (複数回答%)



[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査 (平成 21 年)

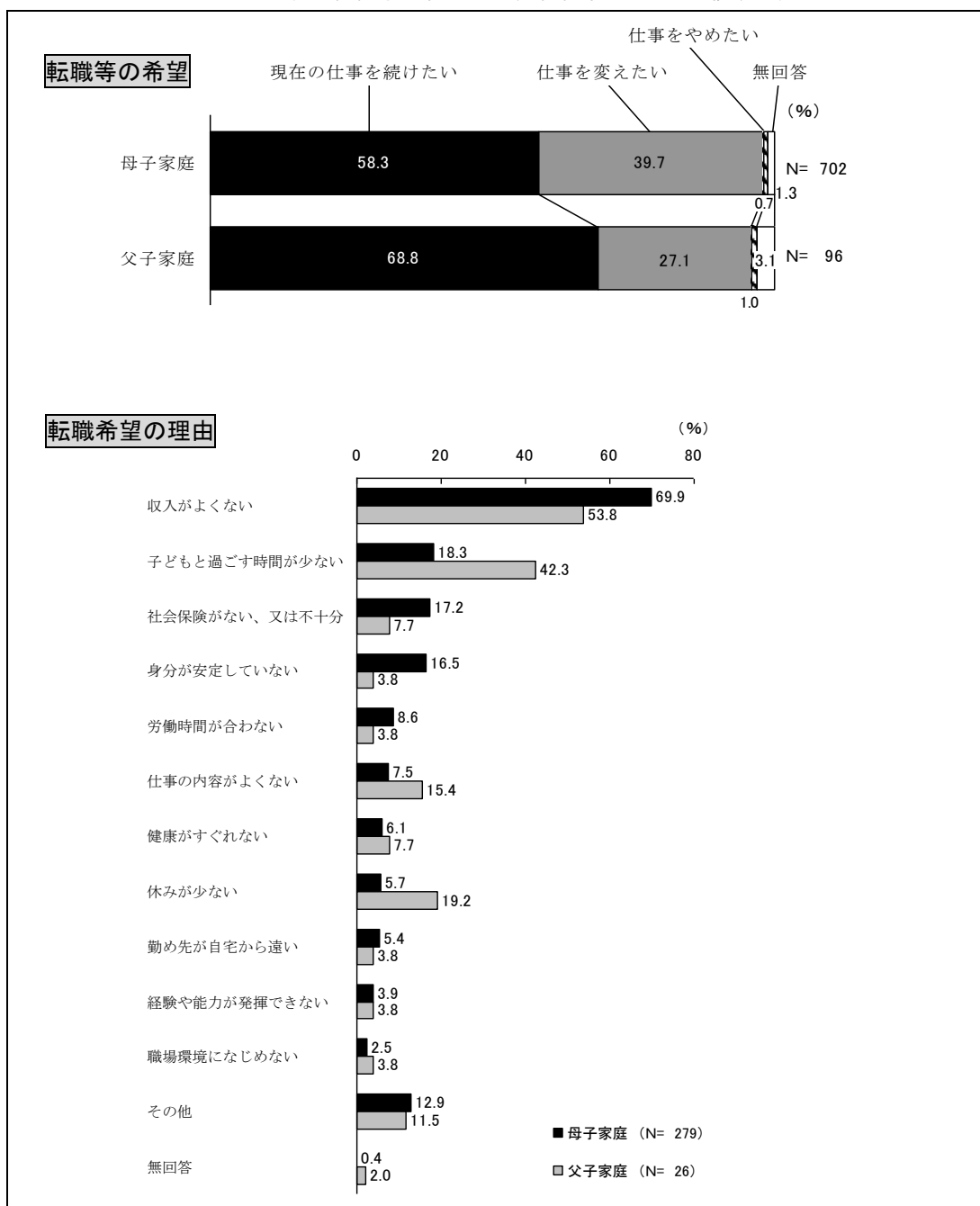
エ 就業しているひとり親の転職の希望、仕事を変えたい理由

現在就業しているひとり親のうち、転職する希望がある方は母子家庭が 39.7%、父子家庭が 27.1%となっています。

その理由を尋ねたところ、母子家庭では「収入がよくない」(69.9%)が圧倒的に多く、以下「子供と過ごす時間が少ない」(18.3%)、「社会保険がない、又は不十分」(17.2%)、「身分が安定していない」(16.5%)が続いています。

父子家庭では「収入がよくない」(53.8%)、「子供と過ごす時間が少ない」(42.3%)が特に多く、以下「休みが少ない」(19.2%)、「仕事の内容がよくない」(15.4%)と続き、母子家庭と同様に「収入」を理由とする割合が最も多くなっています。

図 10 就業しているひとり親の転職等の希望(%)、転職希望の理由(複数回答%)



[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査(平成21年)

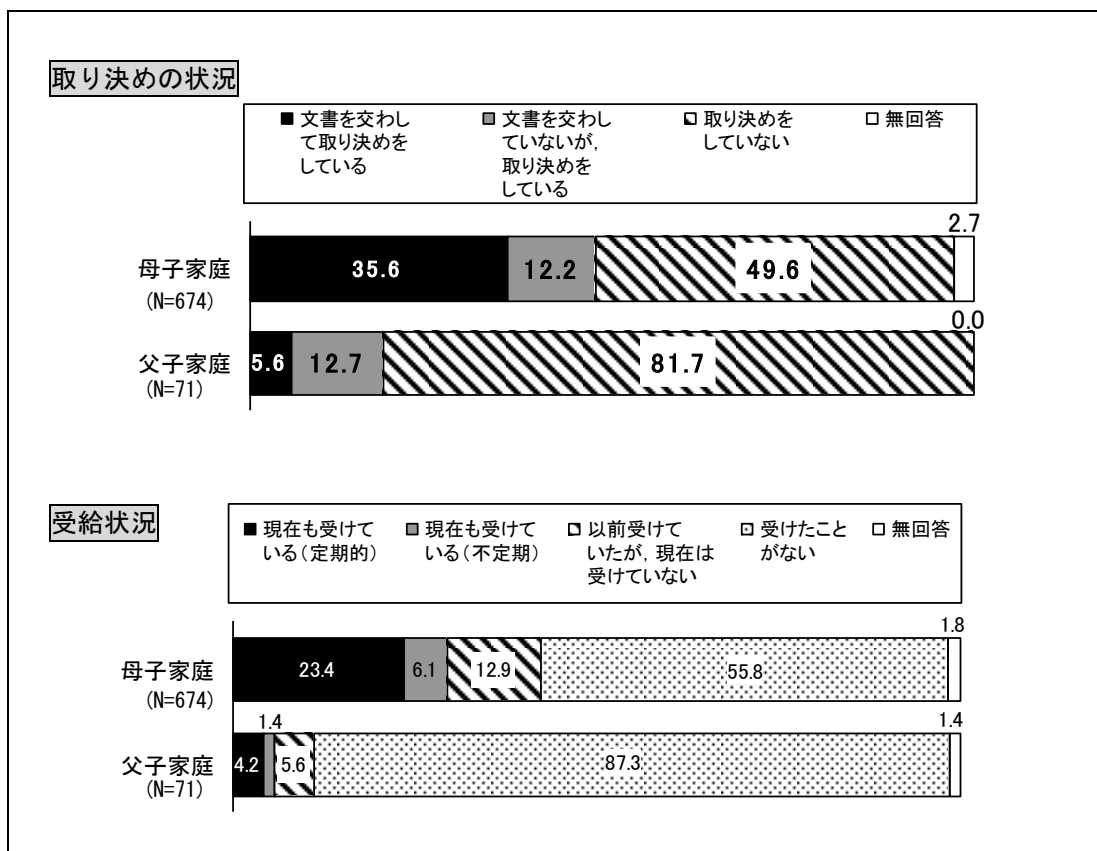
(4) 養育費の取得状況

離婚等によりひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費について、養育費の取り決めをしている母子家庭は 47.8%，父子家庭は 18.3%となっています。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している方が母子家庭で 29.5%，父子家庭で 5.6%，そのうち定期的に受給している方は母子家庭で 23.4%，父子家庭で 4.2%となっています。また、養育費を受けたことがない方は、母子家庭で 55.8%，父子家庭で 87.3%となっています。

※養育費：子供が満 20 歳になるまでの毎月の養育費（生活費・教育費）を扶養能力に応じて分担して負担します。「大学卒業時まで」等と取り決めることもあります。

図 1 1 養育費の取り決めの状況（%），受給状況（%）



[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成 21 年）

(5) 子供の養育等

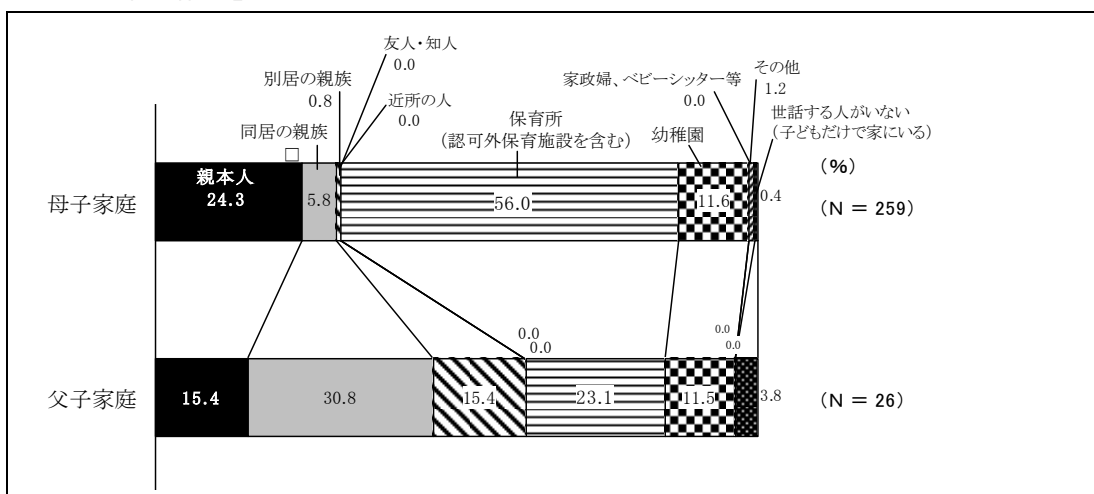
ア 小学校入学前の子供の保育

小学校入学前の子供の保育については、母子家庭の56.0%が「保育所（認可外保育施設を含む。）」を利用しており、次いで「親本人」（24.3%）、「幼稚園」（11.6%）の順となっています。

一方、父子家庭では「同居の家族」と過ごす割合が最も多く（30.8%）、同居する祖父母の存在に影響を受けていると考えられます。次いで「保育所（認可外保育施設を含む。）」（23.1%）、「親本人」および「別居の親族」（ともに15.4%）の順となっています。

保育所に預けている割合を比べると、母子家庭が父子家庭の約2.4倍となっています。

図12 子供の保育を行っている主な人（%）

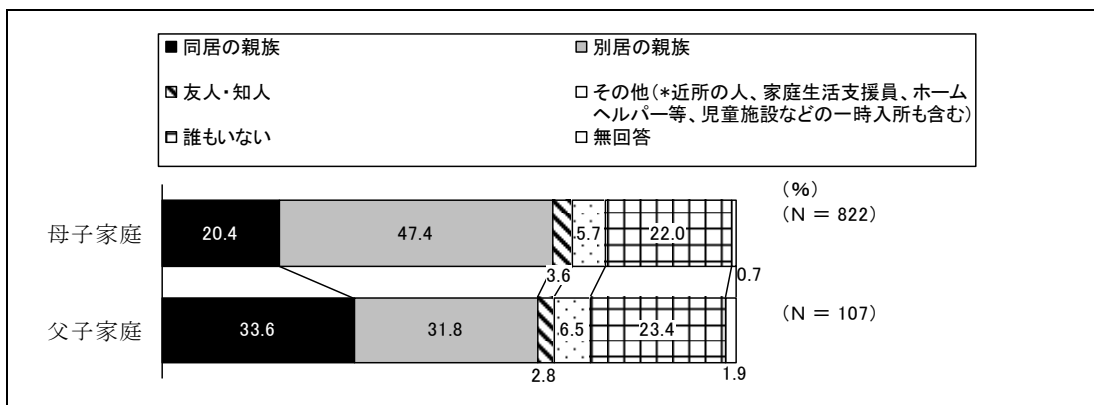


〔出典〕「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）

イ ひとり親が病気のときに世話を頼むところ（%）

ひとり親が病気のときに、子供の世話や、自分の身の回りの世話を頼む方について尋ねたところ、「親族（同居、別居ともに含む。）」と答えた割合が母子家庭で67.8%、父子家庭で65.4%となっている一方、「（世話を頼める相手が）誰もいない」と答えた割合が母子家庭の22.0%、父子家庭の23.4%となっています。

図13 自分が病気のときに子供の世話を頼むところ（%）



〔出典〕「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）

(6) 公的制度の認知度

ひとり親家庭等を対象とした就業支援や生活支援制度の利用率はいずれも低く、また利用しなかった理由としては、いずれの制度においても「事業を知らなかった」と回答した方が多くなっています。

表2 公的制度の利用状況等

- (A) 自立支援教育訓練給付金事業 (C) 母子自立支援プログラム策定事業 (E) 子育て支援ショートステイ
(B) 高等技能訓練促進費事業 (D) 家庭生活支援員の派遣 (F) 母子家庭等就業・自立支援センター

① 公的制度を利用した割合 (%)										
	母子家庭						父子家庭		寡婦世帯	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(D)	(E)	(E)	(F)
利用したことがある	3.9	0.5	2.2	0.6	1.2	13.0	0.9	2.8	1.3	11.3
利用したことがない	82.2	84.4	83.5	84.4	84.1	86.0	86.9	84.1	87.3	87.3
無回答	13.9	15.1	14.4	15.0	14.7	1.0	12.1	13.1	11.3	1.3

② 公的制度を利用しなかった理由 (%)										
	母子家庭						父子家庭		寡婦世帯	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(D)	(E)	(E)	(F)
事業を知らなかった	57.8	62.1	62.4	57.2	51.4	42.0	73.1	73.3	55.0	37.4
必要なかった	37.0	33.9	32.9	39.0	45.2	34.9	22.6	23.3	42.7	42.0
申請したが、利用できなかった	2.1	0.7	1.0	0.9	0.7	-	1.1	0.0	1.5	-
身近なところになかった	-	-	-	-	-	12.7	-	-	-	11.5

[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査（平成21年）

(7) 困っていること悩んでいること等

ア ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭では「差し当たりの生活費」(66.5%)が特に多く、次いで「適当な仕事が無かった」(29.6%)、「子供の養育・しつけ・教育」(27.9%)、「差し当たり住む住宅」(18.7%)となっています。特に、「適当な仕事が無かった」(父子：7.5%)、「差し当たり住む住宅」(父子：2.8%)という回答の割合が、父子家庭に比べ高くなっています。

父子家庭では「子供の養育・しつけ・教育」(67.3%)が特に多く、次いで「差し当たりの生活費」(25.2%)、「退職や転職をしなければならなかった」(17.8%)となっています。特に、「退職や転職をしなければならなかった」が、母子家庭(8.8%)に比べ、回答の割合が高くなっています。

イ 現在困っていること悩んでいること

母子家庭では「生活費」(52.9%)が特に多く、次いで「子供の養育・教育・しつけ」(30.4%)、「家事と仕事の両立」(17.4%)、「仕事(就職や転職のこと)」(16.8%)の順となっています。

父子家庭では「子供の養育・教育・しつけ」(39.3%)と「生活費」(37.4%)が特に多く、次いで「家事と仕事の両立」(20.6%)、「借金の返済」(16.8%)の順となっています。

寡婦世帯では「生活費」(34.7%)が最も多く、次いで「病気や医療」(18.7%)、「仕事(就職や転職のこと)」(16.0%)の順となっています。

図 14 ひとり親家庭になった当時困ったこと
(複数回答%)

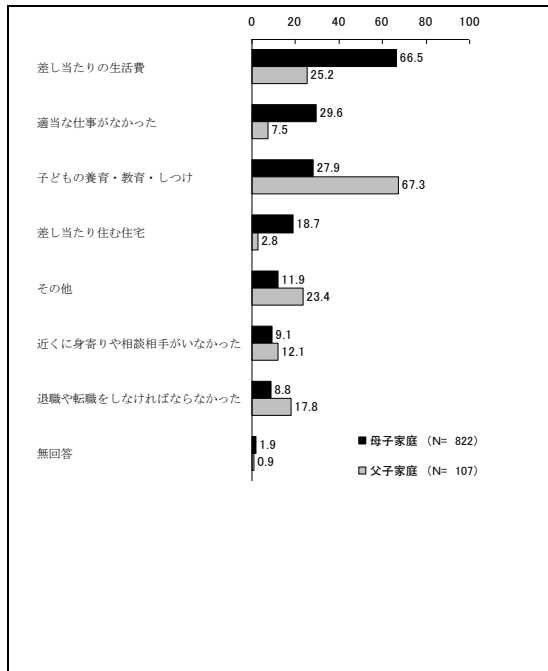
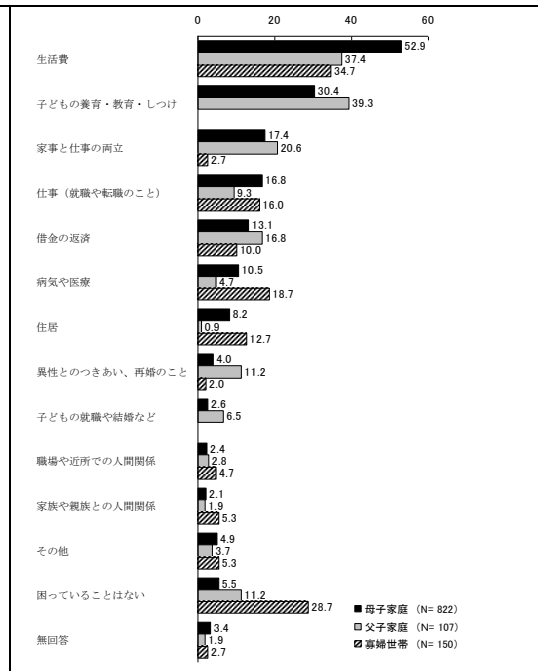


図 15 現在困っていること悩んでいること
(複数回答%)

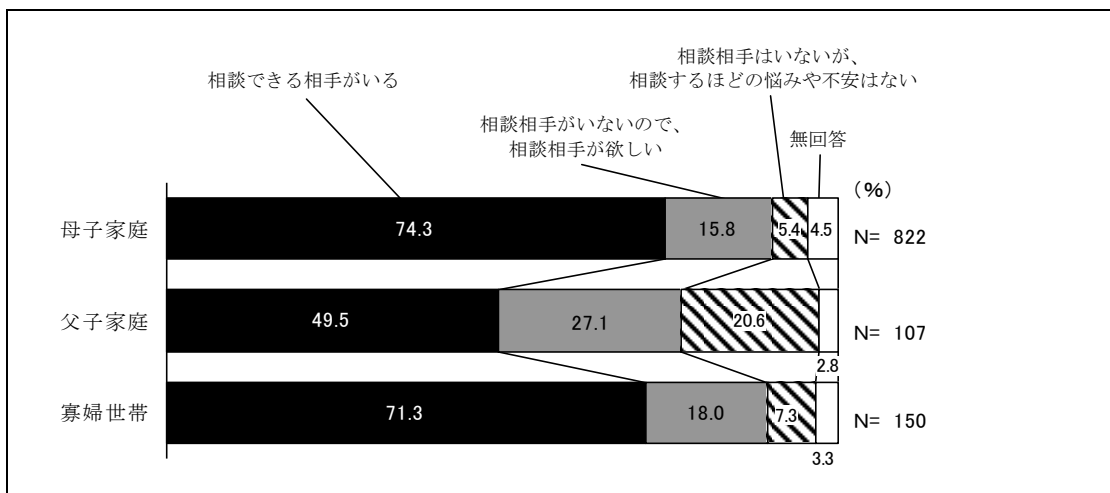


[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査(平成21年)

ウ 相談相手の有無

母子家庭と寡婦世帯の約7割、父子家庭の約5割が「相談できる相手がいる」と回答しています。また、父子家庭では「相談相手がないので相談相手が欲しい」(27.1%)と回答した方の割合が、母子家庭(15.8%)と寡婦世帯(18.0%)に比べ高くなっています。

図 16 相談相手の有無 (%)



[出典]「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査(平成21年)

3. ひとり親家庭等を取り巻く課題

現状の分析から、主に、以下のような取り組むべき課題が考えられます。これらの課題への対応を中心として、施策の展開を図っていきます。

(1) ひとり親家庭等の多様な悩み、情報の不足

ひとり親家庭等は、収入や住居、仕事の問題から子育ての悩みや子供の教育に至るまで多くの問題や困難を抱えています。

また、ひとり親家庭等は、心置きなく相談できる相談相手が少なく、孤立していることが多いと言われています。さらに、就労や日常生活に関する支援制度について利用しなかった(受給できなかった)理由を尋ねたところ、ほとんどの制度についての認知度が低く、その周知が十分でないことが伺えます。

(2) 子育て・生活上の問題

ひとり親家庭が就業により自立するためには、安心して子供を預けられる場所の確保等が必要です。

また、ひとり親家庭の世帯構成は、親と子供だけの世帯(子供の祖父母と同居していない世帯)が多く、家事や育児等、日常生活を営むのに著しい支障が生じることがあります。

さらに、現在の住居から転居したいと考えている母子家庭は46.4%、父子家庭は29.0%、寡婦世帯は28.7%となっています。また、転居を希望する方のうち、母子家庭の45.9%、父子家庭の45.2%、寡婦世帯の34.9%が公営・公社・公団の賃貸住宅への転居を希望しています。

また、ひとり親家庭には、地域内での孤立や経済的問題から虐待に至ってしまったり、配偶者からの暴力被害者等もあり、生活の場や日常生活において特別の配慮や援助を必要としています。

(3) 不安定な就業、希望に沿った就業の難しさ

本市のひとり親家庭等の就労率は高く、母子家庭が85.4%、父子家庭が89.7%、寡婦世帯が84.0%となっています。一方、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子家庭の45.3%、父子家庭の15.0%、寡婦世帯の31.3%となっており、就労率が高いにも関わらず「収入が少ない」などの悩みを抱えています。

特に、働いている母子家庭の母の就業形態は「パート・アルバイト」等の臨時雇用が58.5%となっており、低賃金や不安定な雇用状況にある方が多い状況にあります。

ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合は、母子家庭が48.7%、父子家庭が26.4%となっています。

また、ひとり親家庭になって転職した際、母子家庭の66.1%、父子家庭の78.6%が何らかの問題を経験しており、特に母子家庭では「資格・技能が合わなかった」、「職業経験が少なかった」が父子家庭に比べ多く挙げられています。一方で父子家庭については、「どこに相談していいのかわからなかった」、「気軽に利用できる相談先、情報入手先がなかった」が母子家庭に比べ多く挙げられています。さらに、母子家庭、父子家庭ともに「子供が小さいことを問題とされた」、「ひとり親家庭であることが問題とされた」などの問題を挙げられています。

現在も、母子家庭の 39.7%、父子家庭の 27.1%が転職を希望しており、その理由として「収入がよくない」、「子供と過ごす時間が少ない」などを挙げており、自分の希望する条件の職を求めているひとり親家庭が多く存在しています。

ひとり親家庭等の雇用に関する事業主等の理解が進んでいないことや、求職者が求める雇用条件にあった求人とのマッチングが図られていないことが考えられます。

(4) 確保が進んでいない養育費

離婚等によりひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費について、養育費の取り決めをしている世帯は、母子家庭で 47.8%、父子家庭で 18.3%と少なく、また、取り決めをしても実際に取得していない世帯も多くあります。養育費を現在もらっている、と答えた母子家庭は 29.5%、父子家庭は 5.6%であり、このことがひとり親家庭の子供の養育環境を厳しいものとしている要因のひとつと考えられます。

また、養育費の取り決めをする世帯が少なく、さらにもらっている世帯も少ない背景には、別れても前の配偶者に子供の養育義務があるという意識がまだ社会に定着していないことなどがあります。

このように、養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にあります。

(5) 経済的な不安

ひとり親家庭等において収入面・雇用条件面等でより安定した生活のできる職に就き、経済的に自立できることは、親にとっても、子供の健やかな成長にとっても重要なことです。

しかしながら、母子家庭では 45.3%が、寡婦世帯では 31.3%が年間総収入 200 万円未満となっています。また、父子家庭においては、年間総収入 600 万円以上が 24.3%となっている一方で、200 万円未満という世帯も 15.0%あります。

「現在困っていること悩んでいること」でも、「生活費」と答えた母子家庭が 52.9%、寡婦世帯が 34.7%となっており、父子家庭においても 37.4%が「生活費」を挙げていることから、ひとり親家庭等が経済的不安を抱えていることが伺えます。

第3章 計画の基本目標と施策の基本的な方向

1. 計画の基本目標

ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる社会

ひとは、自らのしあわせを追求し、健やかに、いきいきと自立した生活を送ることを願っています。

ひとり親家庭等は、住居、収入、子供の養育、家事等の面で様々な困難に直面していますが、就業することなどにより可能な限り自立して暮らすことを希望し、困難を克服する努力を続けています。

“ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる”よう、(1) 相談と情報提供、(2) 子育て・生活支援、(3) 就業支援、(4) 養育費確保の支援、(5) 経済的支援を個々の状況に応じ総合的かつ計画的に推進することにより、ひとり親家庭等の自立を支援します。

2. 施策の基本的な方向性

計画の基本目標に基づいた施策を展開するために、「相談機能の強化と情報提供の充実」、「子育て・生活支援の推進」、「就業支援の充実」、「養育費確保支援の充実」、「経済的支援の推進」の5つの基本的な方向性を設定し、ひとり親の置かれた状況に応じて、総合的に各施策の推進を図るものとします。

(1) 相談機能の強化と情報提供の充実

ひとり親家庭等に対しては、個々の家庭が抱えている問題に対する相談から福祉サービス提供に至るまでの、総合的かつ一貫した支援が必要です。

そのため、各区に配置された家庭相談員（母子自立支援員）が、地域における総合的な相談窓口として、個々のひとり親家庭等が抱えている多様な問題を把握し、解決に必要な支援サービスや情報提供を行うとともに、問題に応じた適切な関係機関との緊密な連携を図ることにより、地域全体としての総合的な相談機能の強化を図ります。

また、ひとり親家庭等の心情にも配慮したサービスを提供するために、ひとり親の当事者団体やNPOなど、様々な関係者と連携しながら、ひとり親家庭等が気軽に相談や交流ができる場づくりや情報提供などの相互支援活動を促進します。

さらに、ひとり親家庭等を対象とした支援制度・サービスが十分に活用されるよう、支援制度等の情報が行き届く仕組みを作る必要があります。そのため、リーフレット等の作成・配布手法を検討するとともに、ホームページなど多様な媒体を活用し、情報提供機能の充実に努めます。

(2) 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭が、安心して子育てを行いながら、就業、求職活動、就業のための職業訓練等を十分に行うことができるよう、保育所の優先入所や多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の実施、さらには市民ボランティアが主体となって行う仙台すくすくサポート事業の活用などにより、就業や自立を図るための子育て支援の取組みを推進します。

また、孤立しがちなひとり親家庭に対して、職員等が直接訪問して行う指導や援助、および地域における子育て家庭の交流の場の提供等を通じて、子育て支援を推進します。

さらに、市営住宅の優先入居や、母子生活支援施設の活用を図ることにより、ひとり親家庭等が安心して生活できる場の確保を支援し、経済的・精神的自立を促進します。

DV等の問題を抱える女性からの相談に対しては、保護や自立のための支援を推進するとともに、子供が抱える様々な問題に対しては、子供や親からの相談に対応する等の支援を推進します。

(3) 就業支援の充実

経済、雇用状況が非常に厳しい状況にある中、ひとり親家庭等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの能力、適性、意欲および生活状況に適合した就業支援を一層強化する必要があります。

そのため、母子家庭等就業・自立支援センターを、ひとり親等の就業支援のための中核的な施設として位置付け、支援機能の強化を検討するとともに、母子自立支援員、ハローワーク等関係機関との連携を強化しながら、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した支援を推進します。

また、母子家庭の母および寡婦は、就業経験が無い、経験はあっても専業主婦であった時期が長い等で、技術や技能が不十分な場合が多く、安定した就業のためには、職業能力の開発が不可欠となっているため、資格や技能の取得に向けた支援を推進します。

さらに、ひとり親等の雇用に関して事業者の理解と協力を促すほか、在宅就労等ひとり親等が働きやすい就業機会の創出を推進するなど、求人と求職者を結びつけるための支援を推進します。

また、父子家庭に対する就業支援は、母子家庭との制度差が依然として存在するため、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業相談や就業情報提供の対象を父子家庭にも拡大するとともに、今後とも支援のあり方について検討します。併せて、母子家庭等就業・自立支援センターの名称変更についても検討します。

(4) 養育費確保支援の充実

子供の養育に対する責務は両親にあり、それは離婚によって変わるものではありません。子供を監護しない親がその責務を果たし、子供が養育費を取得して安定した生活ができるよう、養育費に対する社会的認識を高める広報・啓発を推進するとともに、養育費相談員の配置や相談員への研修、関係機関との連携強化など、相談・情報提供体制の充実を図ります。

(5) 経済的支援の推進

経済的な困難を感じているひとり親家庭等に対しては、安定した生活のできる自立に向けた就業支援と併せて、一定の経済的支援を行う必要があります。

各種貸付金や各種手当、医療費助成、さらには生活保護等のセーフティーネットについて情報提供を適切に行い、制度の活用を図るとともに、適正な貸付・給付事務を行い、経済的側面からも自立を支援します。

また、母子家庭のみならず、父子家庭に対しても児童扶養手当の対象を拡大するとともに、今後とも、ひとり親家庭等への適切な経済的支援のあり方について検討をしていきます。

第4章 ひとり親家庭等自立促進のための施策

1. 施策の体系

基本目標

施策の体系

ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる社会

(1) 相談と情報提供

- ① 総合相談
- ② 課題に応じたきめ細やかな相談の充実
- ③ 情報提供機能の充実

(2) 子育て・生活支援

- ① 保育サービス等の推進
- ② 仕事と家庭の両立支援に向けた啓発等
- ③ 地域における子育て支援の推進
- ④ 住居の確保
- ⑤ DV等支援を必要とする女性への対応の推進
- ⑥ 虐待等支援を必要とする子供への対応の推進

(3) 就業支援

- ① 各種就業相談の実施
- ② 安定した就業に向けた能力開発の支援
- ③ 就業機会の創出のための支援
- ④ 求人情報と求職者を結びつけるための支援

(4) 養育費確保の支援

- ① 広報・啓発の推進
- ② 相談・情報提供体制の充実

(5) 経済的支援の充実

- ① 貸付制度の情報提供と貸付の実施
- ② 各種手当の支給
- ③ 医療費の助成
- ④ 各種助成制度等の推進

2. 施策の内容

(1) 相談と情報提供

(1)-① 総合相談		
ひとり親家庭等が抱える多様な問題に対し、総合的な視点から助言や情報提供を行います。		
各区保健福祉センターにおける子供家庭総合相談	(2)-⑤⑥, (4)-②に再掲	対象:母子 父子 寡婦
家庭相談員(母子自立支援員)は、子育て・生活上の問題、就業・経済上の問題、養育費の確保の問題など、ひとり親家庭等の抱えている多様な悩みの相談を受け、その解決に必要な支援サービスや情報の提供、および適切な関係機関への紹介を行うなど、地域における総合的な相談窓口としての役割を担います。また、研修などの実施により母子自立支援員の援助能力の向上を図ります。		
民生委員児童委員による相談活動の推進		対象:母子 父子 寡婦
ひとり親家庭等が抱える悩みについて相談に応じ、利用し得る制度、施設およびサービスについて助言し、問題の解決に努めることにより、地域における福祉の増進を図ります。		
母子家庭等就業・自立支援センターにおける 母子・父子家庭等法律相談	(4)-②に再掲	対象:母子 父子 寡婦
母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、ひとり親家庭等が抱えている、離婚、親権、養育費等の問題、家庭紛争、借金等の経済的問題など、法律に関する生活上の専門的な諸問題に対応するため専門家の助言を行います。		
当事者による母子・父子家庭等生活一般相談		対象:母子 父子 寡婦
ひとり親家庭等が抱えている生活、児童の養育、就労、結婚、養育費の取り決め等の相談に対し、相談者の生活状況等に応じた必要な指導・助言を行います。		
(1)-② 課題に応じたきめ細やかな相談の充実		
ひとり親家庭等が抱える個々の問題に対して、専門的な視点から、その内容に応じたきめ細やかな助言や情報提供を行います。		
(2) 子育て・生活支援関係		
保育所・児童館における地域子育て支援事業	(2)-③に再掲	対象:母子 父子
婦人保護事業	(2)-⑤に再掲	対象:母子 寡婦
女性への暴力電話相談	(2)-⑤に再掲	対象:母子 寡婦
エル・ソーラ仙台における女性相談	(2)-⑤に再掲	対象:母子 寡婦
児童相談所における相談	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
発達相談支援センターにおける相談	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
子供相談支援センターにおける相談	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
教育相談室における相談	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
スクールカウンセラーの配置	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
親子こころのクリニックにおける相談	(2)-⑥に再掲	対象:母子 父子
(3) 就業支援関係		
母子家庭等就業・自立支援センターにおける 就業相談	(3)-①に再掲	対象:母子 父子 寡婦
母子自立支援プログラム策定	(3)-①に再掲	対象:母子
個別就職相談(キャリアコンサルティング)の開催	(3)-①に再掲	対象:母子 父子 寡婦
仙台市労働相談室における相談	(3)-①に再掲	対象:母子 父子 寡婦
(4) 養育費確保の支援関係		
母子家庭等就業・自立支援センターにおける 相談・情報提供	(4)-②に再掲	対象:母子 父子 寡婦

(1)-③ 情報提供機能の充実

ひとり親家庭等を対象とした支援制度・サービスが十分に活用されるよう、積極的な情報提供を行います。

相談窓口の周知

対象:母子 父子 寡婦

区役所や母子家庭等就業・自立支援センターなどの相談窓口の周知を図っていきます。特に、父子家庭では、相談相手がいない比率が母子家庭より高くなっているため、区役所における父子家庭の相談窓口の強化を図っていきます

ひとり親サポートブックの作成・配布

対象:母子 父子 寡婦

ひとり親家庭等を対象とした福祉制度の周知、情報提供等を行うため、ひとり親サポートブック「うえるびい」を作成・配布します。

「勤労者福祉ガイドブック」の作成・配布

(2)-②,

対象:母子 父子 寡婦

「働くみなさんのためのガイドブック」の作成・配布

(3)-③に再掲

「仙台・仕事探しガイドマップ」の作成・配布

(3)-④に再掲

対象:母子 父子 寡婦

ホームページ管理運営(仙台子育てインフォメーション)

対象:母子 父子 寡婦

仙台市のホームページ「仙台子育てインフォメーション」にて情報提供を行っている、ひとり親家庭等が利用できるサービスなどの情報の充実を図るほか、サイトへのアクセス性向上に向けた検討を行うなど、情報提供機能の充実を図ります。

自助グループの育成・支援

対象:母子 寡婦

女性が抱える様々な課題に応じた自助グループについて情報の収集や提供に努め、育成・支援を行います。

ひとり親支援ネットワーク推進事業 **新規**

対象:母子 父子 寡婦

本市、関係機関および当事者団体等による「ひとり親支援ネットワーク」を形成し、参画団体相互の情報共有や連携協力を促進することにより、本市地域におけるひとり親支援活動の活性化を図るとともに、当該ネットワークの活用による本市施策の効果的な展開と、ひとり親家庭に対する理解が深まるよう広く啓発を図ります。

(2) 子育て・生活支援

(2)-① 保育サービス等の推進

多様な保育サービス等の提供を通して、求職活動、就業のための職業訓練、および多様な働き方を支え、ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら就業や自立が図れるよう、子育て支援の取組みを推進します。

保育所の優先入所

対象:母子 父子

ひとり親世帯の児童が一般の家庭よりも保育所へ入所しやすくなるよう配慮し、子育てや生活の面における支援を行います。

保育料の軽減

(5)-④に再掲 対象:母子 父子

低所得かつひとり親世帯の費用負担を軽減し、子育て生活の面における支援を行います。

障害児保育事業

対象:母子 父子

認可保育所で、心身に障害がある児童の保育を行います。

延長保育

対象:母子 父子

保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応した保育を行うため、通常の保育時間(11時間)の前後において延長保育を実施するとともに、2時間以上の延長保育を実施する施設数の拡大を図ります。

休日保育

対象:母子 父子

日曜・祝日等に保護者の就労により、家庭における保育が困難となる児童を対象とした休日保育を実施します。

一時預かり, 特定保育

対象:母子 父子

保護者の継続的・短時間就労や傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、家庭における保育が一時・緊急的に困難となる児童に柔軟に対応する保育サービスを実施するとともに、実施する施設数の拡大を図ります。

せんだい保育室

(5)-④に再掲 対象:母子 父子

仙台市が独自に設けた基準を満たしている認可外保育施設「せんだい保育室」において、保育サービスを提供するとともに、3歳未満児を対象に、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。

家庭保育福祉員

(5)-④に再掲 対象:母子 父子

働いている、あるいは疾病中などの理由により、家庭において保育ができない保護者に代わって生後8週間から満3歳未満の乳幼児を、仙台市から認定された家庭保育福祉員が、家庭保育福祉員の自宅等で定員5名まで預かる保育サービスを提供するとともに、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。

幼稚園預かり保育

対象:母子 父子

各幼稚園の園児を対象に、保護者の事情で保育を必要とする場合に、幼稚園の通常の教育時間の前・後や休業日(春夏冬休み等)に保育を行います。

幼稚園保育室

(5)-④に再掲 対象:母子 父子

保育環境の充実及び幼児教育の振興を図るため、幼稚園併設の一定の基準を満たす認可外保育施設において、3歳未満児を対象とする保育サービスを提供するとともに、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。

<p>病児・病後児保育 (5)-④に再掲 対象:母子 父子</p> <p>病気(当面病状の急変が認められない場合)又は病気の回復期にあり,集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難な児童(小学校3年生まで)を対象に,市内の診療所に付設された施設で保育を行います。</p> <p>実施施設数の拡大を図るとともに,平成22年度より世帯所得税額が一定額未満の世帯の利用料金を免除し,利用促進を図ります。</p>
<p>仙台すくすくサポート事業 (5)-④に再掲 対象:母子 父子</p> <p>子供を預かってほしい人と預かることができる人が会員となり,互いに信頼関係を築きながら子供を預け・預かる,地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動です。</p> <p>子供を預かることのできる範囲を現在の病後児から病児・病後児に拡充します。</p>
<p>子育て支援ショートステイ 対象:母子 父子</p> <p>保護者の入院や出張のため,小学6年生までの児童の養育が一時的に困難になった時に,児童養護施設・乳児院で児童を一定期間保護・養育します。</p>
<p>放課後児童健全育成事業 対象:母子 父子</p> <p>仙台市内の小学校1年生から3年生の児童で,昼間就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に,放課後等の遊びや生活の場を提供することにより,児童の健全育成を図ります。</p>
<p>(2)-② 仕事と家庭の両立支援に向けた啓発等</p>
<p>就業者の仕事と家庭の両立を支援する制度や措置等についての情報を提供します。</p> <p>「勤労者福祉ガイドブック」の作成・配布 (1)-③, 対象:母子 父子 寡婦 「働くみなさんのためのガイドブック」の作成・配布 (3)-③に再掲</p> <p>育児休暇,介護休業制度や勤務時間短縮措置など,男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行います。また,女性の就業継続,再就職の普及・啓発による子育てと仕事の両立を支援します。</p>
<p>(2)-③ 地域における子育て支援の推進</p>
<p>孤立しがちなひとり親家庭に対して,職員等が直接訪問して行う指導や援助,および地域における子育て家庭の交流の場の提供等を通じて,子育て支援を行います。</p>
<p>妊産婦・新生児等訪問指導 対象:母子 父子</p> <p>妊産婦,乳幼児の保護者に対し,妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い,母性の健康の保持増進,児童の健全育成を図ります。</p>
<p>育児ヘルプ家庭訪問事業 対象:母子 父子</p> <p>児童の養育について支援が必要な家庭に,育児ヘルパー(出産後6ヶ月以内)や専門指導員の派遣を行います。</p>
<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業 対象:母子 父子 寡婦</p> <p>ひとり親等の就職活動や疾病,公的行事への参加,生活環境の激変等の事由により,一時的に日常生活に支障が生じている家庭に対して,家庭生活支援員を派遣し,家事援助や子供の世話をを行います。</p>
<p>保育所・児童館における地域子育て支援事業 (1)-②に再掲 対象:母子 父子</p> <p>(保育所地域子育て支援センター(室)) 地域の子育て家庭が「喜び」と「ゆとり」をもって子育てができるよう,子育て相談や子育て交流の場の提供等を行います。</p> <p>(児童館における子育て支援室) 児童館において既存の部屋を利用し,未就学児と保護者の仲間づくりや遊び場としての交流スペースの開放を行っています。</p> <p>(訪問型子育て支援事業) 保育所の保育士が子育て家庭を訪問し,育児指導(しつけ,遊び等)や相談を行います。</p>

子育てふれあいプラザ運営	対象: 母子 父子
親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関するさまざまな情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供します。	
ひとり親家庭を対象とした生活支援講習会の実施 新規	対象: 母子 父子
家庭での育児, 児童のしつけなど子供への世話や親としての接し方に悩みを持つひとり親家庭を対象とした, 生活支援講習会を実施します。	
(2) - ④ 住居の確保	
ひとり親家庭や低所得世帯を対象とした, 住居の確保の支援を行います。	
母子及び寡婦福祉資金貸付(住宅, 転宅)	対象: 母子 寡婦
住宅の補修・保全・改築・増築または建設に必要な資金や, 移転に伴う住宅賃借に必要な資金の貸付を行います。	
生活福祉資金貸付(総合支援資金(住宅入居費), 福祉資金(福祉費))	対象: 母子 父子 寡婦
低所得者世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯に対して, 敷金, 礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な資金の貸付を行います(住居入居費)。また住居の移転等, 給排水設備等の設置に必要な資金を貸し付けます(福祉費)。	
市営住宅の優先入居	対象: 母子 父子
市営住宅入居の定期募集において, 母子家庭および父子家庭を対象に抽選優遇措置を実施します。また定期募集とは別に母子家庭および父子家庭のみを対象とした入居者募集を実施します。	
市営住宅家賃の軽減	対象: 母子 父子 寡婦
市営住宅入居者で, 収入が著しく低額な世帯や, 病気や災害によって家賃負担が困難な世帯を対象に家賃の減免を行います。	
仙台市民間賃貸住宅入居支援制度	対象: 母子 父子 寡婦
家賃の支払い能力はあるものの, 保証人がいないことにより民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対して, 円滑な入居のため, 協力会員(不動産業者)や協力保証会社に関する情報提供を行います。	
(2) - ⑤ DV等支援を必要とする女性への対応の推進	
問題を抱える女性からの相談に対し, 保護や自立のための支援を行います。	
各区保健福祉センターにおける子供家庭総合相談	(1)-①, (2)-⑥, (4)-②に再掲 対象: 母子 寡婦
婦人保護事業	(1)-②に再掲 対象: 母子 寡婦
配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律に基づき, 被害者女性の保護等を図ることを目的として, 家庭(婦人)相談員を各区保健福祉センターに配置し, 対象者からの相談, 保護更生等に関する業務を行います。	
女性への暴力電話相談	(1)-②に再掲 対象: 母子 寡婦
配偶者等からの暴力をはじめとする女性への暴力について相談に応じます。	
エル・ソーラ仙台における女性相談	(1)-②に再掲 対象: 母子 寡婦
女性の生活や生き方, 男女の問題, 子育てなどについて幅広く相談に応じ, 女性の自立を側面から援助します。	
緊急時のDV被害者の安全確保 新規	*一部平成21年度開始分を含む 対象: 母子 寡婦
一時保護措置に至るまでの間のDV被害者の安全確保を図ります。	

<p>母子生活支援施設緊急一時保護</p> <p>緊急に保護を要する女子およびその者の監護すべき児童を、一時的に母子生活支援施設において保護し、必要な相談、指導、援護等を行います。</p>	<p>対象: 母子</p>
<p>小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設設置の検討 新規</p> <p>比較的穏やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる母子の自立の促進に寄与するため、民間住宅等を活用して、一定期間地域社会の中で母子保護を実施することについて検討を行います。</p>	<p>対象: 母子</p>
<p>DV被害者の心理面の回復に向けた講座の開催</p> <p>DV被害者の心理面の回復に向けた講座を開催し、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>対象: 母子 寡婦</p>
<p>(2)-⑥ 虐待等支援を必要とする子供への対応の推進</p>	
<p>子供が抱える様々な問題について、子供や親からの相談に対応する等の支援を行います。</p>	
<p>各区保健福祉センターにおける子供家庭総合相談</p>	<p>(1)-①, (2)-⑤, (4)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>児童虐待防止の取組の推進</p> <p>児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会の活動や児童委員や関係者を対象とした講演会の開催、啓発パンフレットの作成、グループワーク事業補助などを行います。</p>	<p>対象: 母子 父子</p>
<p>児童相談所における相談</p> <p>子供に関する家庭その他からの相談に対して、区役所ほかの関係機関との役割分担の中で専門的知識や技術を活かし、援助を行います。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>発達相談支援センターにおける相談</p> <p>発達の遅れや障害特性に起因した育ちや暮らしの困難などを主訴とした、各区保健福祉センターや保育所、幼稚園、学校等からの紹介、あるいは本人・家族からの相談希望に対して、本人・家族が望んでいる地域生活の実現のため、多機関と連携しながら、子育てや地域生活などに関する相談支援を行います。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>子供相談支援センターにおける相談</p> <p>(子育て何でも電話相談) 授乳、離乳食、身体の発達、子供の生活、しつけ、病気など、安心して子育てを行い、子育てを楽しめる環境づくりを考える相談窓口です。 (ヤングテレホン相談) 青少年自身の悩み、子供のしつけや問題行動などについて、青少年本人またはその保護者などからの相談に応じます。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>教育相談室における相談</p> <p>児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、学校生活における悩みや保護者の養育上の悩み、特別支援教育などについて、電話相談および来室相談に応じます。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>スクールカウンセラーの配置</p> <p>いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図ること、さらには発達障害など、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に配置します。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>
<p>親子こころのクリニックにおける相談</p> <p>18歳未満の子供とその家族の「こころ」の診療を行います。カウンセリングや薬剤の処方、必要に応じて心理検査などを行います。</p>	<p>(1)-②に再掲 対象: 母子 父子</p>

(3) 就業支援

<p>(3)-① 各種就業相談の実施</p> <p>個々のひとり親家庭等の状況に応じた、各種就業相談を実施します。</p>	
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談</p> <p>(1)-②に再掲 対象:母子 父子 寡婦</p> <p>*父子家庭については新規</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が、相談者個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談および情報提供を行います。</p> <p>また、母子家庭の母及び寡婦に限定している対象者を、父子家庭の父にも拡大します。</p>	
<p>母子自立支援プログラム策定</p> <p>(1)-②に再掲 対象:母子</p> <p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業や、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。</p>	
<p>個別就職相談(キャリアコンサルティング)の開催</p> <p>(1)-②に再掲 対象:母子 父子 寡婦</p> <p>中高年失業者の再就職や若年求職者の進路に関して専門の就職相談員による個別相談を実施し、就業の促進を図ります。</p>	
<p>仙台市労働相談室における相談</p> <p>(1)-②に再掲 対象:母子 父子 寡婦</p> <p>職場や仕事でのトラブルについて、解決へのアドバイスをを行います。</p>	
<p>(3)-② 安定した就業に向けた能力開発の支援</p> <p>安定した就業に必要な知識や技能を習得するための、主体的な能力開発の取組みを支援します。</p>	
<p>母子家庭等就業支援講習会</p> <p>対象:母子 父子 寡婦</p> <p>*父子家庭については新規</p> <p>母子家庭の母および寡婦を対象に、仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催します。</p> <p>また、母子家庭の母に限定している現行の受講対象者を、父子家庭の父にも拡大することについて検討を行います。</p>	
<p>自立支援教育訓練給付金の支給</p> <p>対象:母子</p> <p>雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない方が、パソコン、ホームヘルパー等の教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給します。</p>	
<p>母子家庭高等技能訓練促進費等の支給</p> <p>対象:母子</p> <p>看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(2年以上)の一定期間について生活費を補助する「高等技能訓練促進費」を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し「入学支援修了一時金」を終了後に支給します。</p>	
<p>母子及び寡婦福祉資金貸付(技能習得資金、生活資金)</p> <p>対象:母子 寡婦</p> <p>母子家庭の母および寡婦に対し、就業するために必要な知識技能を習得するのに要する資金の貸付を行います。(技能習得資金)また、知識技能を習得する間、生活安定、維持するために必要な資金の貸付も行います。(生活資金)</p>	
<p>生活福祉資金貸付(福祉資金(福祉費))</p> <p>対象:母子 父子 寡婦</p> <p>低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、技能習得に必要な資金およびその期間中の生計の維持に必要な資金の貸付を行います。</p>	
<p>経済的に困難な状況にある女性のための各種就業支援の充実</p> <p>(3)-④に再掲 対象:母子 寡婦</p> <p>ハローワーク、みやぎ若年者就業支援センター(みやぎジョブカフェ)等との連携を図りながら、母子家庭の母や寡婦の就業への支援を推進します。</p>	

(3)-③ 就業機会の創出のための支援

ひとり親等の雇用に関して事業者の理解と協力を促し、また仕事と家庭の両立に資する法律や制度に関する啓発活動や情報提供を行うこと等により、ひとり親等が働きやすい就業機会の創出を支援します。

事業主への啓発活動等の実施

対象: 母子 父子 寡婦

* 父子家庭については**新規**

企業への訪問活動や市の広報誌等を通じて、ひとり親家庭等の実情や母子家庭の母を雇用した事業主への優遇制度等について啓発活動を行い、ひとり親家庭等の雇用を促進します。

「勤労者福祉ガイドブック」の作成・配布

(1)-③,

対象: 母子 父子 寡婦

「働くみなさんのためのガイドブック」の作成・配布

(2)-②に再掲

母子及び寡婦福祉資金貸付(事業開始, 事業継続)

対象: 母子 寡婦

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合等に必要な資金や、現在の事業継続に必要な運転資金について、適切な助言・指導のもと、貸付を行います。

生活福祉資金貸付(福祉資金(福祉費))

対象: 母子 父子 寡婦

低所得者世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯に対して、生業を営むために必要な資金の貸付を行います。

(3)-④ 求人情報と求職者を結びつけるための支援

母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業支援セミナーや、本市が実施するその他就業支援事業, 臨時職員採用情報等に関する情報提供および活用を推進します。

経済的に困難な状況にある女性のための

各種就業支援の充実

(3)-②に再掲

対象: 母子 寡婦

ひとり親家庭のための合同就職説明会等の開催 **新規**

対象: 母子 父子 寡婦

ひとり親家庭等の就業希望者を対象に、地域の企業等による合同就職説明会を開催するとともに、個別のキャリアコンサルティング等を併せて行い、ひとり親家庭の就業を支援します。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける

総合的な就業支援強化の方策検討 **新規**

対象: 母子 父子 寡婦

母子家庭等就業・自立支援センターを、ひとり親等の就業支援のための中核的な施設として位置付け、ハローワーク等関係機関との連携を強化するなど、総合的な就業支援強化の方策を検討します。

母子家庭等就業支援セミナーの開催

対象: 母子 寡婦

ビジネスマナーなどの就職, 転職に関する基礎的知識の習得と不安の解消を図るためのセミナー, 母子家庭の母および寡婦が生涯設計の参考とし, 就業に当たった動機付けとしてもらうためのライフプラン等に関するセミナー等を実施します。

(一般求職者対象)就職支援セミナーの開催

対象: 母子 父子 寡婦

一般求職者に向けて、就職支援のための各種セミナー・講座を実施し、就業の促進を図ります。

若年求職者就業体験研修(ジョブトライアル事業)

対象: 母子 父子 寡婦

学生を含む 18~39 歳までの若年求職者等を対象に、市内企業において就業体験研修を行い、雇用のミスマッチ解消と就職の定着率向上を図り、市内若年者の就業を促進するとともに市内企業へ人材発掘の場を提供します。

臨時職員の雇用に関する情報提供

対象: 母子 父子 寡婦

市で非常勤職員等を募集する際に求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターに提供し、ひとり親等の雇用を促進します。

母子及び寡婦福祉資金貸付(就職支度)	対象:母子 寡婦
就職に直接必要な衣服等および通勤用自動車を購入する場合に、必要な資金の貸付を行います。	
生活福祉資金貸付(福祉資金(福祉費))	対象:母子 父子 寡婦
低所得者世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯に対して, 就職・技能習得等の支度に必要な資金の貸付を行います。	
「仙台・仕事探しガイドマップ」の作成・配布	(1)~④に再掲 対象:母子 父子 寡婦
「マザーズハローワーク」, 「母子家庭等就業・自立支援センター」を含む, 仕事探しのための場所および問い合わせ先をマップで紹介します。	

(4) 養育費確保の支援

<p>(4)-① 広報・啓発の推進</p> <p>様々な機会を捉えて、養育費に関する広報・啓発を行い、養育義務に関する意識の定着を図ります。</p>		
<p>養育費確保に関する広報・啓発の推進</p> <p>児童扶養手当の現況届の配布時などの様々な機会を捉えて、養育費に関する知識や取得の手続き、相談窓口などについて、パンフレットなどを用いた情報提供、啓発活動を推進します。</p>		<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>(4)-② 相談・情報提供体制の充実</p> <p>養育費に関する相談に応じる体制の充実を図り、養育費の確保を支援します。</p>		
<p>各区保健福祉センターにおける子供家庭総合相談</p>	<p>(1)-①, (2)-⑤, ⑥に再掲</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける 母子・父子家庭等法律相談</p>	<p>(1)-①に再掲</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける 相談・情報提供</p> <p>*父子家庭については新規</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員(センター相談員と兼務)を配置し、養育費に関する相談を実施します。</p>	<p>(1)-②に再掲</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>養育費に関する研修</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子自立支援員を対象とする研修を実施し、必要な養育費の確保のための相談体制の充実を図ります。</p>		<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>母子及び寡婦福祉資金貸付(養育費の裁判等に要する費用)</p> <p>生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用について資金の貸付を行います。</p>		<p>対象:母子 寡婦</p>

(5) 経済的支援の充実

<p>(5) - ① 貸付制度の情報提供と貸付の実施</p> <p>母子及び寡婦福祉資金等の貸付制度に関する情報提供を行い、プライバシーの保護に配慮しながら、適正な貸付業務に努めます。</p>	
<p>母子及び寡婦福祉資金貸付</p> <p>母子家庭および寡婦世帯に対し、就業するために必要な資格取得費用や子供の学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため母子及び寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い、各種貸付業務を行います。</p>	<p>対象: 母子 寡婦</p>
<p>母子福祉対策資金貸付</p> <p>援護を必要とする母子家庭に対して、生活資金・教育資金を貸付け、母子福祉の増進を図ります。</p>	<p>対象: 母子</p>
<p>社会福祉資金貸付</p> <p>低所得世帯に対して、災害・疾病・出産・その他緊急時の出費に必要な資金を貸付します。</p>	<p>対象: 母子 父子 寡婦</p>
<p>生活福祉資金貸付</p> <p>低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的立ち直りと生活の安定向上のため、資金の貸付と必要な援助および指導を行います。※母子家庭と寡婦の方は、「母子及び寡婦福祉資金」が優先します。</p>	<p>対象: 母子 父子 寡婦</p>
<p>(5) - ② 各種手当の支給</p> <p>各種手当制度に関する情報提供を行い、プライバシーの保護に配慮しながら、適正な支給業務に努めます。</p>	
<p>児童扶養手当の支給</p> <p>児童を監護しているひとり親(配偶者が重度障害者の場合を含む)や、ひとり親に代わってその児童を養育している者のうち、一定の支給要件を満たす者に対し、児童が18歳に達した年度末(心身に一定の障害がある場合は20歳未満)まで児童扶養手当を支給します。 ※平成22年8月より、対象を父子家庭に拡大し支給します。</p>	<p>対象: 母子 父子</p> <p>*父子家庭については新規</p>
<p>子ども手当の支給 新規</p> <p>次世代の社会を担う子供一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を監護している父、母又は父母に代わってその児童を監護している者に対して、子ども手当を平成22年度より支給します。</p>	<p>対象: 母子 父子</p>
<p>特別児童扶養手当の支給</p> <p>心身に中度または重度の障害がある20歳未満の児童を監護している父または母、父母に代わるその児童を養育している者のうち、一定の支給要件を満たす者に対し、特別児童扶養手当を支給します。</p>	<p>対象: 母子 父子</p>
<p>(5) - ③ 医療費の助成</p> <p>医療費に関する負担を軽減するため、自己負担分の一部または全部を助成します。</p>	
<p>母子・父子家庭医療費助成</p> <p>母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童および父母のいない児童にかかる、医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成します(児童が18歳に達した年度末まで)。</p>	<p>対象: 母子 父子</p>
<p>乳幼児医療費助成</p> <p>乳幼児にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。 また、助成対象を含めた今後の制度のあり方について検討を行います。</p>	<p>対象: 母子 父子</p>

心身障害者医療費助成	対象:母子 父子 寡婦
心身に重度の障害がある方にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成します。	
(5)-④ 各種助成制度等の推進	
低所得世帯等を対象とする各種助成制度等について、プライバシーに配慮しながら、適正な支援に努めます。	
入学援助金・修学旅行援助金の支給	対象:母子 父子
本市に居住する低所得者の経済的自立と福祉の増進を図るため、市内在住の被保護世帯や低所得世帯に対し、入学準備経費や修学旅行費を給付します。	
生活保護	対象:母子 父子 寡婦
憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するものです。生活保護法に基づき、被保護者に対し、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を適用します。	
児童生徒就学援助費の支給	対象:母子 父子
教育の機会均等を図るため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等の教育費の一部を援助することにより、児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにします。	
高等学校等修学資金利子補給 新規	対象:母子 父子
高等学校等修学のため、日本政策金融公庫教育一般貸付(国の教育ローン)を借り入れた方で一定の要件を満たす場合に、在学期間中(正規の修業年限内に限る。)に支払った利子を補助します。	
保育料の軽減	(2)-①に再掲 対象:母子 父子
せんだい保育室	(2)-①に再掲 対象:母子 父子
3歳未満児を対象に、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	
家庭保育福祉員	(2)-①に再掲 対象:母子 父子
世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	
幼稚園保育室	(2)-①に再掲 対象:母子 父子
世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	
病児・病後児保育	(2)-①に再掲 対象:母子 父子
世帯所得税額が一定額未満の世帯の利用料金を免除します。	
幼稚園就園奨励費補助事業	対象:母子 父子
幼児教育の振興と保護者の経済的負担の軽減を目的とし、幼稚園就園奨励費を交付します。	
市営住宅家賃の軽減	対象:母子 父子
市営住宅入居者で、収入が著しく低い世帯や、病気や災害によって家賃負担が困難な世帯を対象に家賃の減免を行います。	
水道料金・下水道使用料の減免	対象:母子 父子 寡婦
世帯全員が住民税の均等割および所得割を非課税とされている世帯、生活保護を受給されている世帯は、水道料金・下水道使用料の減免を受けられる場合があります。	

<p>国民年金保険料の免除</p> <p>経済的な理由等で保険料が納められない場合に、申請し承認されると保険料が免除されます。</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免</p> <p>災害や失業などで生活が著しく困難な場合、事情によって減免を受けることができます。</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の減免</p> <p>災害や失業等の特別の理由に該当し、医療機関等に支払う一部負担金の支払いが困難な場合、減額または免除若しくはその徴収を猶予することがあります。</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>
<p>税の所得控除</p> <p>所得税、住民税は、一般の基礎控除などのほかに、申告することにより寡婦(夫)控除や障害者控除を受けられる場合があります。</p>	<p>対象:母子 父子 寡婦</p>

第5章 計画推進のために

1. 福祉と雇用の連携

ひとり親家庭等は、収入や住居、仕事の問題から子育ての悩みや子供の教育に至るまで多くの問題や困難を抱えています。

特に、母子家庭や父子家庭の自立の促進を図るためには、ひとり親家庭となった早期の段階において生活全般にわたるきめ細やかな相談を行うとともに、経済的自立に向けた就業に関する支援につなげていくなど、福祉と雇用の連携が必要です。

このため、国、県、本市の福祉部局と労働部局とが緊密に連携するとともに、福祉団体や、地域のNPO法人、民間企業に対し、ひとり親家庭等への理解と協力を求める等、庁内外を問わず、福祉と雇用の相互の連携に努めながら施策を展開していきます。

2. 計画の効率的かつ弾力的な運用

社会・経済情勢の変化や厳しい財政状況への的確かつ柔軟な対応と、市民のニーズの変化や国における新たな施策などへの的確な対応のため、適宜、ひとり親家庭等施策の見直しを行うとともに、計画の効率的かつ弾力的な運用を行います。

3. 計画の評価

本計画に掲げた施策については、計画期間内に進捗状況の確認やその評価を行うとともに、改めてひとり親家庭等の実態の把握を行い、関係部局および関係者からの意見を聴取の上、次期計画を策定していきます。

資料編

母子家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱

(平成16年6月7日市長決裁)

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画（以下「母子家庭等自立促進計画」という。）を策定するにあたり、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるため、母子家庭等自立促進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市における母子家庭等の生活の安定と向上のための施策の基本的な方向に関すること
- (2) 仙台市における母子家庭等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他母子家庭等自立促進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10名以内の委員で組織する。

2 委員は、母子福祉団体その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、協議会からの母子家庭等自立促進計画策定のための提言がなされるまでの間とする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子供企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月7日から実施する。

附 則（平成21年6月12日改正）

この改正は、平成21年6月12日から実施する。

母子家庭等自立促進計画策定協議会 委員名簿

氏名	所属・役職名	
おお 浦 礼 子 大 浦 礼 子	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 仙台市母子家庭等就業・自立支援センター所長	
か がわ あつ子 加 川 あつ子	仙台商工会議所管理部部长	
きみ じま まさ し 志 君 島 昌 志	東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科准教授	
く ぼ の え み こ 久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
さ さ き わ か こ 佐々木 和歌子	仙台公共職業安定所マザーズハローワーク青葉 上席職業指導官	
すが た けん じ 治 菅 田 賢 治	宮城県母子生活支援施設連絡協議会会長	座長
にし やま ち え 栄 西 山 千 栄	市民委員	
のぶ た よし こ 信 田 佳 子	仙台市宮城野区保健福祉センター家庭健康課家庭相談員	
まる やま み ほ 穂 丸 山 水 穂	弁護士	
やま だ こ 山 田 クニ子	仙台市母子寡婦福祉連合会会長	

(敬称略 50音順)

母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会設置要綱

(平成16年6月7日市長決裁)

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画（以下「母子家庭等自立促進計画」という。）を策定するにあたり、母子家庭等自立促進計画に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市における母子家庭等の生活の安定と向上のための施策の基本的な方向に関すること
- (2) 仙台市における母子家庭等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他母子家庭等自立促進計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡調整会は、会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、子供未来局子供育成部長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡調整会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。
- 5 会員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、連絡調整会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会員が出席できないときは、当該会員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会の庶務は、子供未来局子供育成部子供企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月7日から実施する。

附 則（平成21年6月12日改正）

この改正は、平成21年6月12日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係)

政策調整局	調整課長	教育局	総務課長
財政局	財政課長	教育局	教育相談課長
企画市民局	市民生活課長		
企画市民局	男女共同参画課長		
健康福祉局	総務課長		「健康福祉局・子供未来局・区役所保健福祉センターの連携推進に関する要綱」(平成 13 年 3 月 26 日健康福祉局長決裁) 第 3 条の規定により家庭健康課業務を担当する区役所保健福祉センターの家庭健康課長
健康福祉局	社会課長		
子供未来局	保育課長		
子供未来局	子供施設課長		
経済局	地域産業支援課長		
都市整備局	市営住宅課長		

「ひとり親家庭等安心生活プラン（仙台市母子家庭等自立促進計画 平成22年度～平成26年度）」
策定経過

年 月 日	会 議 等
平成21年 3月	「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査実施
7月21日	市議会常任委員会報告 ・アンケート調査結果概要について
8月 4日	第1回母子家庭等自立促進計画策定協議会 ・協議会の運営について ・「仙台市母子家庭等自立促進計画(平成22～26年度)」の策定について ・「仙台市母子家庭等自立促進計画(平成17～21年度)」の実績評価について ・「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査結果概要について ・その他
8月31日	第1回母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会 ・母子家庭等自立促進計画の策定について ・母子家庭等自立促進計画(平成17～21年度)」の実績評価について ・「仙台市母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査結果概要について ・(仮称)ひとり親家庭等安心生活プランの掲載候補事業について
8月	関係各課へ意見照会 ・「(仮称)ひとり親家庭等安心生活プラン」の掲載候補事業について
8月 ～9月	関係団体へのヒアリング
12月	関係各課へ意見照会 ・「(仮称)ひとり親家庭等安心生活プラン」素案について
平成22年 1月 7日	第2回母子家庭等自立促進計画策定協議会 ・第1回協議会議事録および確認事項について ・策定スケジュールについて ・「ひとり親家庭等安心生活プラン」素案について ・その他
1月21日	市議会常任委員会報告 ・「ひとり親家庭等安心生活プラン」素案について
1月22日 ～2月10日	市民意見の募集 ・「ひとり親家庭等安心生活プラン」素案について
2月	関係各課へ意見照会 ・「(仮称)ひとり親家庭等安心生活プラン」素案について
2月18日	第3回母子家庭等自立促進計画策定協議会 ・第2回協議会議事録について ・「ひとり親家庭等安心生活プラン」最終案について ・その他
3月 2日	市議会常任委員会報告 ・「ひとり親家庭等安心生活プラン」最終案について
3月31日	「ひとり親家庭等安心生活プラン」策定

ひとり親家庭等安心生活プラン
仙台市母子家庭等自立促進計画
(平成 22 年度～平成 26 年度)

発行 仙台市子供未来局

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8189

FAX 022-214-5010
